

峰のひかり

発行人
社会福祉法人 七峰会

理事長 成田 梧朗

〒036-8356

青森県弘前市大字下白銀町21-8

電話 (0172) 33-8861

FAX (0172) 33-8862

自閉症児冬の訓練 ～ショートステイを利用して～

「自閉症児夏の訓練」に引き続き、昨年12月25日から29日の5日間に亘り、旧2号館園舎に於いて「自閉症児冬の訓練」が行われました。

この訓練に参加された方は、「自閉症児(者)親の会」と「自閉症児(者)の生活を支える会」の利用者7名(小6～高1)であり、弘前学院大学の学生ボランティア12名の協力のもと実施されました。

今回参加された方々とのつながりは、約1年ほど前に当園が開催した「自閉症研修報告会」にアドバイザーとして参加された、弘前学院大学の大井英子教授のほからいがかっかけてでした。

「夏の訓練」「冬の訓練」は同大学の志村健一講師が代表を務める「自閉症児(者)の生活を支える会」が計画し、実施にあたり当園が協力施設として、ショートステイ事業の利用や活動場所と人材の面で協力させていただきました。『支える会』は、『自閉症児(者)親の会』、自閉症児(者)を持つ家族の方、学生ボランティア、支援者、施設職員などでネットワークを作り、文字通り自閉症児(者)の生活を支えて行こうという会です。

さて、今回の訓練では、午前中は学生ボランティアの計画によるレクリエーション活動、午後は当園で行っている廃油を利用したせっけん作り作業を行いました。レクリエーション活動で

は、雪遊び、お菓子作り、岩木保健センターでのプール遊び等を行い、コミユニケーションをはかりながら、楽しく過ごすことができました。午後のせっけん作業では、自閉症の療育技法であるTEACCHプログラムから、ワークシテムや物理的構造化、視覚的構造化といったアイデアを取り入れながら作業を展開しました。

具体的には、

- ①一人ひとりの作業量を明確にする。
- ②写真や文字を使って作業の手順をわかりやすく表示する。
- ③一人ひとりの作業場所を色分けして自分の場所をわかりやすくする。

事前の情報提供を視覚的に行い、また本人の行動や作業場面においては、受容的な援助を行うことで、楽しく作業を行うことができました。

今回の訓練に参加してくださった、『親の会』『支える会』の皆さん、および協力してくださった、学生ボランティアの皆さん、ご家族のみなさんには、深く感謝いたします。

これからも、実践を重ねる中で、よりよいものに改善されていくよう努力すると共に、拓光園が『支える会』の一員として、協力、機能してゆけるよう取り組んでゆきたいと考えております。



障害児童の受け入れ

山郷館では、県の委託を受けて昨年8月から在宅の障害児(18才未満)を対象とした、短期入所の受け入れを行っています。

当施設で障害児を受け入れることになった経緯として、

①障害児を受け入れる実施施設が少ないこと

②親の社会的活動が制限されている現状(兄弟の参観日や学校の行事にも参加できない)

③家族中心の生活環境だけでなく、人との関わりをを広げる場が欲しいなどがあげられます。

子どもの責任が親にあるというだけでは、障害児のサービスが少ない中で、苦勞が大きい現状にあります。さらに、何らかの事情で一時的な預かりが必要なきは、関わりが少ない中では不安が大きいと思われれます。

山郷館での受け入れにあたっては、本人や家族の利便性に応えるだけでなく、成長・発達に必要な条件を整えるという視点から、受け入れ体制(人・環境・物)を強化して、知識・技術を高めていくことが必要であると考えています。

障害児が安心して家庭から学校へ通える環境作りと、継続的な家庭生活の支援を目的に、制度を利用してしつ

りした事業にしていきたいと思っております。



生活の質の向上をめざした中から②

身体拘束ゼロ実施へ

平成12年4月より、介護保険制度が実施されましたが、それに伴い、介護保険の適用を受ける福祉施設等では原則として身体拘束が禁止されました。当施設では利用される方の立場にたったサービス展開のひとつとして、平成10年度から身体拘束を少なくしてきましたが、これを機会に完全実施への取り組みを進めました。

●身体拘束とは?

身体拘束とは、文字通り何らかの手段で身体を抑制する事です。たとえば車いすやベッドからの転倒防止や、点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように体や腕をベルトやひもで縛る等は代表的なものです。その他に、ベッドに4本の柵を使い囲むようにする。点滴・経管栄養等のチューブを抜かないようにミトン型の手袋をつける。行動を落ち着かせるために、抗精神病薬を過剰に服用させる等も身体拘束の対象となる具体的な例です。

●身体拘束がもたらす弊害について

大きく3つの弊害があると言われてます。まずは身体的弊害です。体の自由を奪う事で、身体機能や食欲が低下し感染症への抵抗力を弱めます。次に精神的弊害です。不安や屈辱、更にはあきらめへと進み、痴呆が更に進行

し、精神不安を招きます。そして社会的な弊害です。身体拘束は、介護施設に対する社会的不信や偏見を引き起こす恐れがあります。

●よりよい施設づくりに向けて

この時点で当施設に残された課題は、ベッドに4本の柵を使用することの解消とミトン型の手袋を外すこと、そして車いすベルトを使用しないことの3点になっており、80人中、7人の方が該当していました。

4本の柵の解消については、ベッドを低くする事はもちろん、どうしてもベッドから降りようとする方には、あえて柵を外しマットを敷くことで自由に降りられるようにしました。車いすベルトについては、ずり落ちに對しての観察強化や余暇活動への参加、スキップなど関わりを多くするようにしています。ミトン型の手袋では、チューブをタオル等で覆う等の方策を行っています。しかし、やはり抜き取る回数が増えています。しかし再挿入をきちんと行えば続けていけると考えています。そして現在、文字通り「身体拘束ゼロ」の施設になっていますが取り組みが進んだ背景には、きめ細かな対応や工夫等もありますが、職員全体が利用される方の人権尊重を第一に考え取り組んでいる結果であると考えています。

就労と生活支援を 本格実施

体験入寮実施中

平成13年4月2日、知的障害者通勤寮・拓心館では、厚生労働省から「障害者就業・生活総合支援事業」の委託を受け、就業面および生活面で一体的な支援を展開できるよう、①体制の整備②障害者の就業を支援する人材の育成③諸機関の連携強化を目指して取り組んでいるところです。

この事業の内容は2つあり、1つは養護学校等在学生の体験入寮支援を行うこと、2つめは当法人が事務局となり、各関係機関との連絡協議会を開催し、支援方法や役割分担、連携のあり方等について検討すること、となっておりますが、メインは何と言っても養護学校等在学生の方たちに拓心館での体験入寮をってもらうことにあります。

平成14年1月31日現在の利用者数は、近隣および青森市内にある養護学校等から男子8名、女子5名の合計13名となっております。期間については特に制限等がないため、本人の希望に合わせて弾力的に行っています。1泊2日から5泊6日の期間で行う方が多く見られます。その利用期間中は、拓心館の日課に合わせて生活してもらっています。13名の中にはこの利用者としてすっかり打ち解けて仲良くなった

り、ボウリング大会に参加し余暇面を充実させるなど、有意義な体験の機会となっております。

また、昨年の12月21日には、関係行政機関（労働局、ハローワーク、福祉事務所等）や事業所の代表の方々と組織された20名の委員からなる運営協議会の第1回会議を開催しました。そこでは支援提供のあり方等について積極的な意見交換がなされ、次回はさらに具体的な役割や方策等に踏み込んで協議することなどが確認されています。

いずれにしても、養護学校等在学中といった若い時期にいろいろな生活体験を積むことは視野が広がるのみならず、自分のことや周囲を見つめ直す良い機会になると思います。特に、親元を離れて一足先に地域の一般企業等で働きながら、地域生活の獲得を目指して暮らしている通勤寮の利用者に交じって生活してみることが、本人はもちろん、本人を支援しているご家族にとっても良い経験になることと思います。

この事業は平成14年度以降、「障害者就業・生活支援センター事業」として引き継がれることなるようです。拓心館ではたくさんの方々に気軽にご利用していただける社会資源の一つとして、体験入寮に限らず、さまざまなニーズに親身にお応えしたいと思っております。

就労や生活面で何かお困りの方、新しい体験に興味のある方はいつでもご連絡ください。お待ちしております。

今年度を 振り返って

自立生活試行

旭光園では今年度、次の3つを柱に、事業を展開してきました。

安定した授産事業の取り組み

未だ先の見えない不景気の中、授産活動も非常に厳しい状況でした。受注が減少し、一時的に稼働を緩やかにせざるを得ない部門もありましたが、「不況の中、わずかでも仕事のあることに感謝し、前向きに頑張ろう」が、いつのまにか合言葉になりました。無駄を省き、良質な製品作りを心がけ、一人ひとりが努力した結果、大きな工賃アップには至らなかったものの、年並みの工賃・賞与の配分ができました。

快適な生活と清潔な環境作り

開設21年目で居住環境の老朽化が目立ち、給湯ボイラーの交換・洗濯物干し場の改築・外壁の一部塗装・厨房設備の改修・受水槽の交換を行いました。利用されている方からは、「風呂のシャワーが快適になった。」「洗濯物干し場が使いやすいくなった。」などの声が聞かれています。

将来を見据えて

平成15年度に予定されている制度改正へ向けて、潤いのある快適な生活環境の整備と、多くの方の願いでもある自立生活に向けての活動を開始しました。自活を実現するための第一歩の手助けとして、

- ① 法人内「自立生活実習寮」を利用しての生活実習
 - ② 自立生活者宅の訪問と意見交換
 - ③ 国際福祉機器展の視察
- を実施しました。
- 実習に参加された方からは、「貴重な体験ができた。」「更に長期の実習を経験したい。」「自立生活が実現できそうに思えてきた。」など、前向きな感想が聞かれました。

今年度もほぼ順調に事業を展開してきましたが、利用されている方の声を大切に次年度の事業計画に反映させ、授産活動の向上と生活改善につなげて行きたいと思えます。

ご注文お待ちしております！

- ・レシバック、ゴミ袋
 - ・シール・ラベル印刷
 - ・各種割り箸、ホルダーケース
- TEL 0172-57-5155
FAX 0172-57-5156

新年互礼会開催

平成14年1月6日(日)、「弘前パークホテル」において当法人「七峰会新年互礼会」が開催されました。始めに、例年行われていきます全体研修会として、昨年「社会福祉試験振興センター」主催による「海外視察研修ヨーロッパ」に参加した「弘前市障害者生活支援センター」所長の村山敦子より、写真を交えた海外の福祉現場の現状など興味のある報告がなされました。

その後、成田梧桐理事長より年頭の訓示があり、社会福祉の変革の折り、職員一丸となって全員が経営意識をもった取り組みで進むべき姿勢が示されました。

続いて懇親会では、ご来賓の弘前市長・金沢隆様よりご祝辞を、また、岩木町助役・村山忠幸様より乾杯のご発声を賜り、新たな年の出発に当たった新年互礼会が、有意義に且つ盛会に開催出来ました。



海外視察研修を終えて

弘前市障害者生活支援センター
村山 敦子

約二週間、自分の席を離れて異国で新しい発見をする旅に出していただきました。

新しい人間関係、新しい環境の中でさまざまなものを見て感じてきたことのすべてが貴重な体験でした。

福祉先進国といわれる国で、障害者の様々な生活と就労の場を見学させていただきましたが、研修を終えて数ヶ月が過ぎた現在、何が一番記憶に残っているかと聞かれたら、この仕事に関わる人たちの取り組み姿勢でしょうか。

障害の視点が、人ではなく、人を取り巻く環境に置かれて改善が行われていることに強い感銘を受けました。

世界一の福祉国家と言われながらも現状に甘んじることなく、試験的な取り組みを行いながら、よりよい環境づくりを目指す姿勢は、私に大きな影響を与えてくれました。

研修を終えて数ヶ月経った現在、学んできたことが、自分自身と仕事に深みを与えてくれているのを感じています。

(有) 加商

食材の総合商社

本社 弘前市末広
TEL 二七-四三三〇

七峰会後援会コーナー

14年度定時総会

2月23日の

土曜日と決定!

役員会を1月27日に開催

昨年末、早くから雪が積もり出して此の冬はどれ程の豪雪の年になるのかと心配しましたが、此の程度で済んでくれるのかなと思う今日此の頃、会員の皆さんいかがお過ごしですか。

“余寒御見舞い申し上げます”

14年度の定時総会が開催される時期となりました。

過ぎた13年度の会員の皆さんによるご協力の成果をまとめ14年度は更に一歩前進“仲間増やし”の内容をもって1月27日の役員会で諸議題の内容を決めました。

役員会は、総会を2月23日の土曜日午前11時から土手町東栄ホテルで開催する事に決定しました。

昨年は、中土手町の国際ホテルで総会を開催しました。いろいろ会場を変えて、総会後の懇親会が楽しいものにしたことの事からです。

会員の方一人でも多く又、まだ会に入会されていない人も紹介して下さい。誘い合いご参加を!

居宅介護支援事業

山郷館居宅介護支援センター
TEL 97-2941
サンアップル居宅介護支援センター
TEL 97-2131

指定介護老人福祉

サンアップルホーム TEL 97-2111
サンアップル短期入所生活介護センター
サンアップルホームデイサービスセンター
サンアップルヘルパーセンター
グループホームアップル
(痴呆対応型共同生活介護)
弘前市委託事業
サンアップル在宅介護支援センター
TEL 97-2131

身体障害者援護

山郷館 TEL 97-2211
身体障害者(盲)短期入所事業
山郷館デイサービスセンター
山郷館訪問介護センター
旭光園 TEL 57-5155
通所相互利用事業

知的障害者援護

拓心館 TEL 82-4520
地域生活援助事業
生活自立訓練事業
地域生活支援センター
拓心学園
光園 TEL 96-2331
自活訓練事業
心身障害児(老)施設地域療育事業
・短期入所事業
・巡回療育相談事業

総合支援

弘前市委託事業
身体障害者相談支援事業
弘前市障害者生活支援センター
障害者ケアマネジメント推進事業
青森県指定
津軽障害者雇用支援センター
TEL 82-4520
TEL 31-2400